

# 高齢者・障がい者福祉

## 高齢者福祉 ▶ 健康福祉課

### ●給食サービス

心身機能の低下等により調理ができないひとり暮らしの方や高齢者のみの世帯の方に、給食を配食します。

### ●紙おむつの支給

在宅でねたきりの状態にあり、失禁の状態にある方に、紙おむつを支給します。

### ●寝具の乾燥

在宅のねたきり高齢者等で寝具乾燥等ができない方の寝具乾燥を行います。

### ●緊急通報装置の貸し出し

ひとり暮らしの方や高齢者のみの世帯を対象に緊急通報装置を貸し出します。家庭内で緊急事態が起こった際、ワンタッチで委託業者へ連絡が可能で、状況によっては委託業者が消防署へ通報します。

### ●高齢者福祉タクシー利用料金の助成

ひとり暮らしや高齢者のみの世帯の方等で、介護保険の要介護認定において、「要介護」または「要支援」と認定された方、または運転免許証を自主返納した方に、福祉タクシー利用料金の一部を助成する利用券を交付します。

### ●ねたきり高齢者等介護慰労金の支給

傷病等により常時ねたきりの状態もしくはこれに準ずる状態または重度の認知症により、その状態が6か月以上継続している方を直接介護している方に介護慰労金を支給します。

### ●在宅介護支援センター

在宅の高齢者でねたきりや認知症の状態にあり介護を必要とする方やそのおそれのある方、またはその家族など各種保健福祉サービスの利用に関する支援を行います。

相談窓口 老人介護支援センター光の丘  
TEL: 049-292-5700

### ●毛呂山越生在宅医療相談室

病院ではなく、医療や看護・介護などのさまざまなサービスを利用して住み慣れた地域で安心して、暮らし続けられるように、本人やその家族等からの医療・療養に関する相談窓口です。

相談窓口 毛呂山越生在宅医療相談室（丸木記念福祉メディカルセンター・薫風園内）TEL: 049-276-1945

## ●地域包括支援センター

高齢者の方が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、介護、福祉、健康、医療など、さまざまな面から総合的な支援を行います。

## 障がい者福祉 ▶ 健康福祉課

### ●障害者手帳の交付

#### ■身体障害者手帳

身体（視覚、聴覚・平衡機能、肢体不自由、心臓、じん臓等）に障がいがある方

1級から6級までに区分

#### ■療育手帳

知的に障がいがある方

最重度：①／重度：A／中度：B／軽度：Cに区分

#### ■精神障害者保健福祉手帳

統合失調症、うつ病等の精神疾患がある方

1級から3級までに区分

### ●福祉サービス

#### ■障がい福祉サービス

障がいのある方の障がいの程度や生活状況等を踏まえて、個別に各サービス（居宅介護や短期入所等）が受けられます。

#### ■相談支援事業

障がいのある方や家族、介護者等からの相談に応じ、必要な情報提供や援助等を行い、障がいのある方が自立した日常生活、社会生活を営むことができるように支援を行います。

#### ■補装具の支給

失われた身体機能を補完または代替して、日常生活を容易にするために、補装具の購入または修理に要した費用について支給を行います。

#### ■福祉タクシー利用料金助成事業

心身に障がいのある方の社会生活圏を拡大させるために、福祉タクシー利用券（年間36枚）を交付します。タクシー利用券1枚につき、初乗り運賃相当額を助成します。

#### ■重度心身障害者自動車等燃料費補助

障がいのある方の通学、通勤、通院等に利用する自家用車等に使用した燃料費の一部を助成します。

※福祉タクシー利用券との重複利用はできません。

#### ■重度心身障害者医療費助成制度

心身に重度の障がいのある方が、医療機関等で診療を受けたときに支払う医療費の一部負担金（高額療養費、附加給付金、食事療養費等を除く）を助成します。